

# ヒューマンヒルズ函南自治会自主防災会規約

2017年6月

ヒューマンヒルズ函南自治会

# ヒューマンヒルズ函南自治会自主防災会規約

## (設 置)

第1条 災害対策基本法による住民の自主協働の精神に基く自発的な防災組織として、ヒューマンヒルズ函南自治会に自主防災会を設置する。

## (事務所の所在地)

第2条 自主防災会の事務所は、函南町桑原880「ヒューマンヒルズ函南自治会集会所」に置く。

## (目 的)

第3条 自主防災会は、住民の自主的な防災活動により、地震その他の災害による被害の防止および軽減を図る事を目的とする。

## (活 動)

第4条 自主防災会は、地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急活動を行う他、目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害防止に関すること。
- (3) 防災資機材に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要なこと。

## (組 織)

第5条 防災会の平常時の役割担当は、自治会長が経験・技能を有する会員の中から指名する。災害時は、迅速かつ効果的に活動するため、以下の構成とする。

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| (1) 本部長(自治会会長兼任)           | 1名 |
| (2) 副本部長(自治会副会長兼任及び自治会長指名) | 数名 |
| (3) 班長(自治会長指名)             | 数名 |

(役員の仕事)

第6条 役員(防災本部長、防災副本部長、班長)の仕事は、以下のとおりとする。

- (1) 本部長は、防災会を代表し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行うほか、防災会の事務を総括する。
- (2) 副本部長は、各班長に活動を命令し本部長が不在時は、その職務を代行する。
- (3) 班長は、応急活動の陣頭指揮をとる。

(防災計画)

第7条 防災会は、目的を達成するため、以下の事項についてあらかじめ防災計画を作成し、ヒューマンヒルズ函南自治会員にこれを周知させる。

- (1) 地震その他の災害発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 地震その他の災害発生時における「情報の収集・伝達・住民の避難誘導」「消火器・消火ホース等による消火」「負傷者の救護・救出」「給水・給食活動」等に関すること。
- (3) 防災知識に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) その他。

防災計画の修正は、必要の都度すみやかに実施する。

(経費)

第8条 防災会の運営にかかわる経費は、ヒューマンヒルズ函南自治会の予算に計上する。

付則

本規約は、平成14年4月1日より施行する。

改定履歴

- ・2017年(平成29年)6月17日 役員会で了承される  
第5条(組織)を見直し全面的に修正した